第2章 基本方針

市は、保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、保護措置の実施に当たっては、市民の自由と権利を尊重することとし、市民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ 適正な手続きの下に行う。

2 市民の権利利益の迅速な救済

市は、保護措置の実施に伴う損失補償、保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民の権利利益の救済に係る手続について、これらの手続を迅速かつ適切に実施するための処理体制を確保する。

3 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 市民の協力

(1) 住民の協力

市は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

また、市は、住民の自発的な協力が得られるよう、平素から保護措置の重要性について 広く啓発を行うとともに、自治会、婦人会等が行う地域における自主的な活動への支援に 努める。

さらに、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア等により行われる保護 措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援に努める。

(2) 企業・団体の協力

市は、保護措置の実施のため必要があると認めるときは、企業・団体に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、企業・団体の自主的な判断を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

また、市は、企業・団体の地域防災活動への参画を促すとともに、企業・団体における防災対策への取組に対する支援に努める。

6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者等の保護について留意する。 また、市は、保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8 保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。